

市税の滞納があった菊池市議会議員

菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会委員長報告 (原文どおり全文掲載)

菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会の報告を行います。

本特別委員会は、現職議員のうち2名について、過去に市税の滞納があったという事実を受け、菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収業務について、市がどのような対応をされていたのか、その実態を究明し、徴税業務に関し問題はなかったのか、事務の執行が一部適正に行われていなかったのは具体的にどのような内容かなど調査し、再発防止のためにどうすればよいのかなど検証するため、平成27年1月17日から6月23日まで、計12回開催いたしました。

第4回の委員会までは、執行部に議員の滞納に関する資料の提出を求め、徴税業務全般等について調査いたしました。5回目以降については、適宜、その当時の担当課長、担当者などを証人訊問して調査を行いました。

傍聴の方もいらっしゃいましたが、税情報に関することや証人の人権等に配慮し、場合によっては秘密会として慎重に調査いたしました。

はじめに、平成18年度から平成23年度において、過年度滞納つまり年度を越えての滞納があった市議会議員は合計5名で、滞納のあった市議会議員に対して督促状311通、差押え前の警告にあたる催告書が60通発送されていたことが判明しました。

また、年度を越えての滞納ではないものの、納期限を守らず、現年度滞納で毎年数十通を超す督促状および催告書が送られていた市議会議員がいたことも判明しました。

つぎに、市税を滞納していた議員に対して、菊池市が法令を遵守し、一般市民と同様の公平な徴収業務を行っていたかを調査しましたが、本委員会としては、市議会議員に対して一部特別扱いしていたと判断いたしました。判断した理由として、

①滞納者に対しては、地区別に担当者がいたにも関わらず、当時の上司が滞納議員の担当となり複数回にわたり自宅に伺っていたこと。

②市議会議員の市税滞納が複数年にまたがり、しかも慢性的に行われていたこと、さらに徴税課において、係長以下の職員は課長に対し、市議会議員の滞納処分を進言していたにも関わらず差押え処分等を行わず、それに伴い100万円を超す延滞金が時効消滅となり、市が徴収すべき債権が失われたこと。

③議員報酬以外からの収入では、市税納付が厳しい状況にあったため、滞納していた議員の家族より、市議会議員の報酬からの差押えを依頼されていたにも関わらず執行しなかったこと。

④平成19年当時の係長が滞納のあった議員への差押えを提案したが、上司が係長を市長室まで連れて行き、差押えの延期を市長が判断した。なお、その当時において、一般市民の差押えのために市長へ相談し、判断した例は1件もない。

⑤平成22年当時の課長の証人訊問において、「市議会議員への徴収に対し、今振り返ると私的な考えで公平性に欠けていた」と証言していること。

⑥平成24年に市議会議員の市税滞納疑惑が市民の間でさやかれるようになってからの納税は定期的にされており、滞納していた議員に担税力、つまりは税を納める能力があったことに他ならない。市が法令を遵守し徴収業務にあたっていれば、多額の延滞金を時効消滅させることは無かったこと。

以上、6点の理由により極めてずさんで、公平な納税をゆがめかねない徴税業務が長年にわたり行われていたと判断しました。

つぎに、平成19年度から平成22年度まで税務課総務審議員(課長級)および徴税課長を務めた元職員については、2度の証人訊問の要求を行いました。6つの病状により自宅療養および通院加療が必要との診断書が提出され、不出頭でした。

最後に、市議会議員は、予算審議において徴収率および滞納額をチェックする立場にあり、さらに報酬を市民の税金から支給されていることを考えると、納税についても市民の手本となるべきであり、いかなる理由があろうとも市税滞納は許される行為ではないとの委員会の判断であります。

平成18年度から平成23年度において、菊池市は最も公正であるべき徴収業務において、納税誓約書を取っていなかったり、多額の延滞金が時効消滅となるなど、一部不適切な処理により市民の信頼を大きく失うこととなりました。

これまでの市議会議員への徴収業務に対する議会での指摘については、「法令を遵守し適正に行っている」と答弁されてきましたが、複数年にわたる市議会議員の滞納を承知しながら上記のような答弁を繰り返されていたことは、誠に遺憾であります。

これを受けて市長からは、納税者である市民の信頼を損なうことのないよう、地方自治法や地方税法等の諸法令の規定に基づき、市税等の賦課徴収業務にあたって何人に対しても公平公正に行うこと。法の趣旨を正しく理解し、職員の資質向上のため、知識・技能の研鑽習得に努めるとの再発防止策が提出されました。以上のことを踏まえ本委員会としては、

①本委員会の報告書を「広報きくち」に全文掲載するなど、市民に対し正確な情報を公表し、納税に対する信頼回復に全力で努めること。

②本委員会において発覚した件について厳正に対処すること。

以上を執行部へ求めることとして、本委員会の委員長報告といたします。

平成27年6月23日 委員長 荒木崇之

に対する市税の賦課徴収について

問い合わせ先 税務課徴税係 ☎0968(25)7208

市長からのお詫び

平成27年第2回菊池市議会定例会において、「菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会」委員長から調査報告がありました。

この報告の中で、平成18年度から23年度において徴収業務の一部不適切な処理により、納税に対する市民の信頼を大きく失うことになったとのご指摘いただきました。(委員長報告は、次頁に全文を掲載しています)

こうした指摘を受けたことは誠に申し訳なく、市長として市民の皆さまに心よりお詫びを申し上げます。

市としては、報告内容を真摯に受け止めるとともに深く反省し、職員と一丸となって、再発防止を徹底してまいり覚悟でございます。

業務改善については、すでに具体的な改善計画を策定し、取り組んでいます。(詳細は下記のとおりです) また、調査特別委員会に対しても、再発防止策を書面にて提出させていただきました。(下記に資料として掲載しています)

市政運営の最高責任者として、市民の皆さまに対する信頼失墜の責めを負うべく、私(市長)並びに副市長を減給処分としました。(8月から3カ月間、給料月額を市長は100分の20、副市長は100分の10を減額)

今後とも、市民の皆さまの信頼回復のため、「市税の賦課徴収にあたって何人に対しても公平公正な執行」に努め、更なる改善に全力で取り組んでまいります。

菊池市長 江頭 実

現在の取り組み状況

市税の賦課徴収については、改善計画を策定し、次のとおり取り組んでいます。

- ①昨年12月から徴税職員を2人増員し、延滞金が未納となっている事案を集約的に洗い出し、徴収が行えるよう台帳などの整理を行っています。(来年度中に終了予定)
- ②滞納処分に伴う納税誓約書や延滞金減免申請などの手続き事務の徹底を図りました。
- ③何人にも公平な滞納整理が行えるよう徴収業務の標準化を図り、マニュアルを作成しました。
- ④職員に対する教育・研修に積極的に取り組み、職員のスキルアップを徹底していきます。
- ⑤延滞金を債権として適正かつ的確に管理するため、システム改修を行っています。(本年度末までに終了予定)

調査特別委員会へ提出した再発防止策

平成27年6月19日

菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会 委員長 荒木崇之 様
菊池市長 江頭 実

菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収について

この度の、菊池市議会の「菊池市議会議員に対する市税の賦課徴収に関する調査特別委員会」の調査結果を踏まえ、下記のとおり執行してまいります。

記

1. 納税者である市民の信頼を損うことのないよう、地方公務員法や地方税法等の諸法令の規定に基づき、市税等の賦課徴収業務にあたって何人に対しても公平公正に行うなど適正な執行に努める。
2. 法の趣旨を正しく理解し、適正に業務を遂行するにあたっては職員の資質向上は不可欠であることから、知識・技能の研鑽習得に努める。また、徴収業務の執行において遺漏がないように手順の標準化を進める。
3. 徴収業務の改善については、先の福祉厚生常任委員会の「徴収業務に関する調査」において提示した改善計画に基づき執行する。